

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和元年10月1日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をさせていただきます。

まず、1.原子力規制委員会について。

(1) 第33回原子力規制委員会、議題は6つございます。

議題1「ピット処分及びトレンチ処分に係る規則等の改正及び改正案に対する意見募集の結果について」。こちらは、7月17日の原子力規制委員会におきまして意見募集の実施が了承されました、第2種廃棄物埋設施設に係る原子力規制委員会規則等の改正案に関しまして、意見募集の結果を報告するとともに、改正の決定をお諮りするものです。

続きまして、議題2「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正及びこれに対する意見募集の結果について－重大事故等発生時における特定重大事故等対処施設の活用等－」。こちらは、7月31日の原子力規制委員会におきまして意見募集の実施が了承されました、実用炉の保安規定の審査基準の改正案に関しまして、意見募集の結果を報告するとともに、改正の決定をお諮りするものです。

議題3「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階のうち政令関係）に対する意見募集の結果について」。こちらは、7月31日の原子力規制委員会におきまして意見募集の実施が了承されました、新たな検査制度の実施に向けた原子炉等規制法施行令の案に関しまして、意見募集の結果を報告するとともに、その制定に関する閣議請議をすることについて諮るものです。

続きまして、議題4「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階のうち規則及び実施要領関係）に対する追加の意見募集の実施について」。こちらは、7月31日の原子力規制委員会におきまして意見募集の実施が先ほどの政令と同じく了承されました、原子力規制委員会規則と原子力規制検査実施要領案に関しまして、その後の検討によって修正する必要があるため、修正案について説明するとともに、修正点に関する追加の意見募集の実施を諮るものです。

続きまして、議題5「新たな検査制度の運用に向けた試運用の状況について」。こちら

は、新たな検査制度の試運用フェーズ2の実施状況と、本日から始まった試運用フェーズ3の概要について報告をするものです。

最後になります。議題6「発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チームの設置について」。こちらは、9月13日の原子力規制委員会臨時会議におきまして了承されました、デジタル安全保護系に関する共通要因故障対策等の検討の取り組み方針に基づき、検討チームの設置を委員会に諮るものです。

規制委員会の議題に関しましては、以上となります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、半分から下のほうになります。

申し訳ございません。その前に、10月3日の木曜日に関しましては、山中委員不在のため、実用炉等の審査会合はございません。

続きまして、10月7日月曜日、(6)第33回東海再処理施設安全監視チーム会合、これは議題が大きく2つございます。

1つ目は、日本原子力研究開発機構(JAEA)の東海再処理施設の廃止措置として行われている高レベル廃棄物のガラス固化作業、これが今、漏電によって中断しているところですが、その原因究明の現状等について説明を受けるものです。

議題の2つ目は、同じく東海再処理施設の廃止措置計画に関しまして、これから廃止措置計画の変更認可申請が審査されますが、その処理方針に関して、事業者と認識を一致させるための説明等を行うものです。

続きまして、(7)第305回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合、これはJAEAの高速実験炉(常陽)の設置変更許可に関しまして、耐震重要度分類の変更の考え方について、説明を受けるものです。

私からは以上となります。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。アラキさん。

○記者 毎日新聞のアラキです。

定例会のほうの議題1のピット処分とトレンチ処分のことについてなのですが、これをもうちょっとポイントとかを詳しく説明していただけたらと思うのですが。

○児嶋総務課長 少しお待ちください。

今回のピット処分とトレンチ処分の規則の改正案でございますけれども、簡単に経緯をお話ししますと、平成28年8月に、この見直しに関しまして規制委員会で決定がされて、検討チームで第2種廃棄物埋設施設、いわゆる中深度処分と浅地中処分、ピット処分とトレンチ処分ですが、その検討が進められてきました。

今年の2月20日の原子力規制委員会におきまして、このピット処分とトレンチ処分の部

分の審査等を円滑に行うために、まず改正を行うこと、そこだけを先行して改正を行うことに了解を得ました。その改正を行うものです。

大きく4つあるそうです。ちょっと私もそこまで専門ではないので、言える範囲で申し上げますと、1つ目は、ピット処分施設や廃棄体に関して、要求性能を明確化することだそうです。従来はピット処分施設や廃棄体に関して、仕様規定というのでしょうか、細かくあれやれ、これやれというのが書いてあったらしいのですけれども、こういう性能が満たされていればいいという形で、ややざっくりした書き方になるそうです。

それ以外には、廃棄物埋設の規制期間が終了後の被ばく評価シナリオの整理と線量基準の変更がございます。何かと申しますと、規制が済んだ後も、埋設施設ですので、線量を管理しなければいけないのですけれども、そのとき幾つかシナリオがありまして、その種のシナリオのうちの人為事象に係るシナリオというもののうち、いわゆるトレンチ処分につきましては、より線量基準を厳しくするという内容がございます。

3つ目ですけれども、処分の対象とする放射性廃棄物の発生施設の拡張となっております。現行の規則では、ピット処分やトレンチ処分の対象となっているのは、原子炉施設から発生した放射性廃棄物だけなのだそうです。ところが、それ以外の再処理施設、MOX加工施設、RI施設等から出てくる放射性廃棄物の中でも、実用炉、原子炉施設から出てくるものよりも低い放射線量のものがあったりするらしいので、そのようなものもピット処分やトレンチ処分の対象となるような改正を行います。

最後でございますが、いわゆる浅地中処分、ピット処分やトレンチ処分の施設の特徴に応じた規制要求の適正化・明確化だそうです。上から土をかけるのですけれども、その下に水が流れ込まないように蓋をしるというようなことを要求するそうです。

大きく分けて、以上でございます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—